

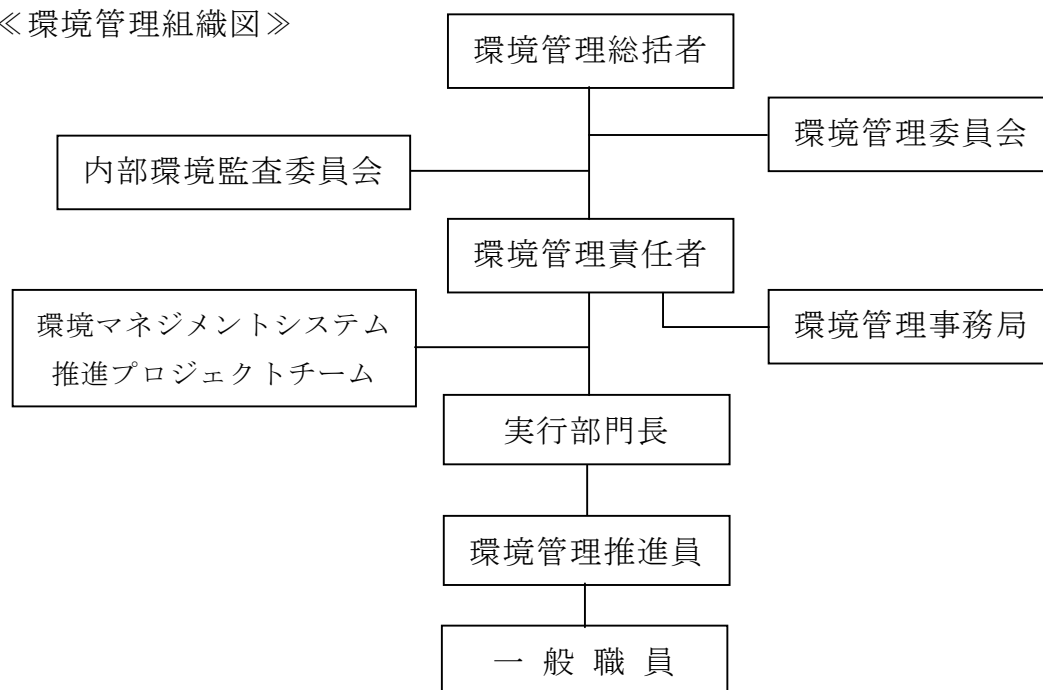
第5章 計画の推進、点検体制

1. 推進体制

本計画の確実な実施、運用を図るため、本町で運用している斑鳩町環境マネジメントシステム環境管理組織を活用します。

- (1) 環境管理総括者（町長）
 - ・環境管理委員会の審議を経て、削減目標（斑鳩町環境マネジメントシステムにおける環境目標）の決定、見直しを行います。
- (2) 環境管理委員会（委員長：副町長）
 - ・削減目標について審議します。
- (3) 環境管理責任者（住民生活部長）
 - ・削減目標について案を作成し、環境管理委員会へ提案します。
 - ・排出量削減のための取組事項について定めた運用管理手順書の作成、見直しを行います。
- (4) 実行部門長（各部局長）
 - ・各実行部門の職員に対して、排出量削減のための取組事項について定めた運用管理手順書の周知を行います。
 - ・定期的な監視及び測定を行い、削減目標との適合について検討し、環境管理責任者に報告します。
- (5) 環境管理推進員（各課室局長）
 - ・各課室局内の職員に対して、排出量削減のための取組事項について定めた運用管理手順書の周知を行います。
 - ・定期的な監視及び測定を行い、削減目標との適合について検討し、実行部門長に報告します。
- (6) 環境マネジメントシステム推進プロジェクトチーム
 - ・各部門間においてシステム推進に関する各種調整を行います。

《環境管理組織図》



2. 点検・評価

各取組項目の管理課の環境管理推進員は、四半期（7月、10月、1月、4月）ごとに、各取組項目の実施状況について監視・測定を行い、実行部門長の承認を経て、環境管理責任者へ報告します。

環境管理責任者は、各取組項目の実施状況を取りまとめ、年に1回、環境管理委員会に報告します。

3. 公表

本計画の実施状況等については、斑鳩町環境マネジメントシステムの実施状況の公表とあわせて、年に1回実施します。

斑鳩町地球温暖化防止実行計画

平成19年6月5日 発行

斑鳩町住民生活部環境対策課

電話：0745-74-1001

FAX：0745-75-4455